

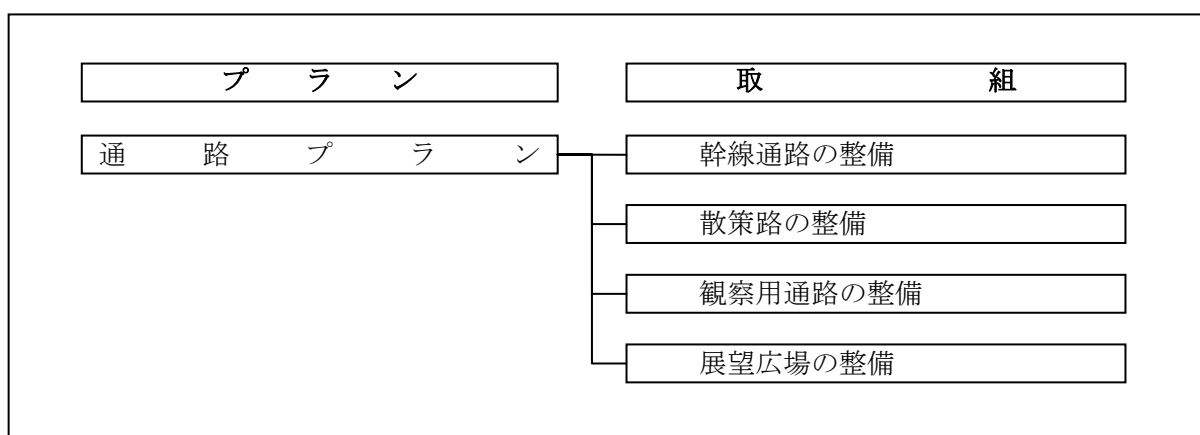
## (2) 通路プラン

### 1) プランの目的

- 青梅の森は、かつて薪炭林<sup>\*12</sup>として活用されていたころには、荷車等が通れる程度の道があった。その後、時代の変遷とともにこうした道は使われなくなり、今日では人が通れる程度の道になってしまっている。今後、青梅の森を保全し、青梅市と市民との協働により管理運営のためや、急病人やけが人への対応等のためにも通路の確保が必要となる。
- 市民が気軽に青梅の森を散策等に利用するための通路を整備する。

### 2) 事業計画の体系

- 通路プランは、次の体系により構成する。



### 3) 取組

#### 幹線通路の整備

- できる限りかつての山道を利用したルートを用いた散策のほか、管理を行うため車両も通行可能な幹線となる通路を整備する。
- 現地状況を確認し、管理用資材の搬出入に利用可能なルートで、かつ、環境への負荷を極力減らすため、可能な限り少ない伐探<sup>1</sup>や掘削等で設置する。
- 幅員は概ね3メートル程度に整備する。  
整備延長は、青梅の森内約4.7キロメートルおよび永山公園内約0.4キロメートルとする。
- 青梅の森を管理するための機材の搬入および資材、林産物等の搬出を可能とする。
- 病人・けが人の搬送を可能とする。
- 管理者の許可を受けた者以外は、車両の乗り入れはできないこととする。

#### 散策路の整備

- できる限りかつての山道を利用したルートを用い散策路として整備する。  
整備延長は、青梅の森内約3.4キロメートルとする。
- 必要に応じて階段や手すり、転落防止柵等を設置する。

- 一部の散策路では、バリアフリー<sup>※21</sup> 園路として利用する。
- 散策路周囲の森林整備を図る。
- 散策路として利用しやすいように、各散策コースの分岐点には道標（青梅の森内27か所＋永山公園内2か所）、各種案内板（青梅の森内13か所＋永山公園内2か所）、急傾斜地等での注意標識（青梅の森内7か所）を設置する。
- その他の道標等は、必要に応じて設置する。

#### 観察用通路の整備

- 基本的には散策路の一部に位置付けているが、その他自然観察に適するルートがある場合、専門家等の意見を参考に適宜整備する。
- 北谷津の観察用通路には木道を設置する。

#### 展望広場の整備

- 展望広場は5か所設置する。
- 展望広場の周囲の注意箇所には、転落防止柵等を設置する。
- 野外卓やベンチを必要に応じて設置する。
- 展望を確保するため、展望広場の周囲の森林整備を図る。

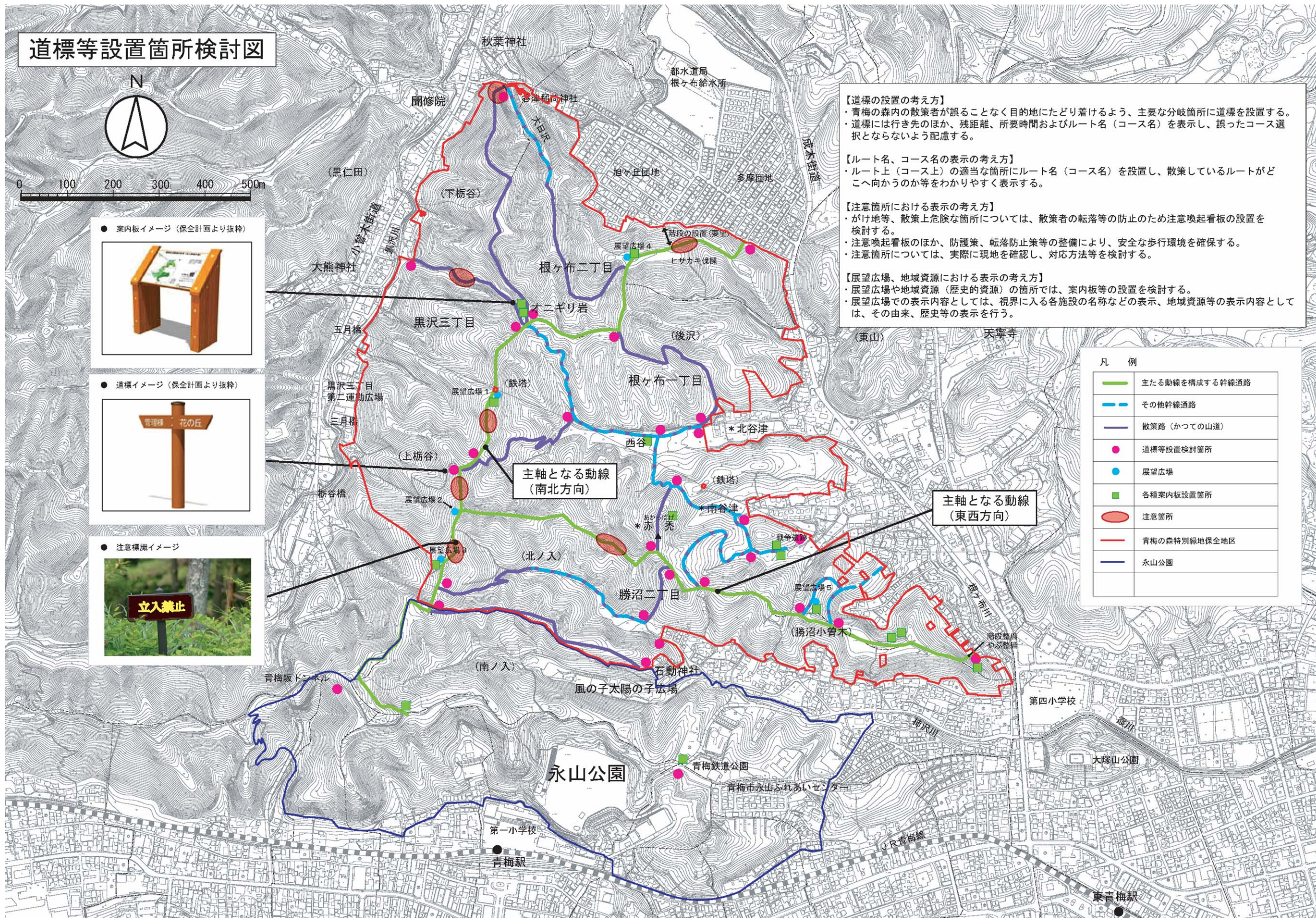
#### 4) 配慮事項

- 各種通路の整備や展望広場の整備において支障となる樹木伐採<sup>※11</sup>の際には、自然観察の場プランと連携し伐採の前後に自然環境調査を行う。
- 樹木の伐採時期については、鳥類および冬ごもりするほ乳類の繁殖等に影響しないよう配慮する。
- オオタカがとまり木等に使用する樹木を調査し、可能な限り保存する方針とする。
- 発生材の有効利用として、通路の舗装材の一部に発生材で作った炭の使用を検討する。
- リス等、樹冠を使って移動する小動物のために配慮した整備とする。
- 幹線通路の整備について
  - ア 未舗装道を原則とする。
  - イ 雨水は、地中に浸透させる等できるだけ早く処理する。
  - ウ 事前に分水を把握し、雨水処理の計画を行う。
  - エ 巻き道の整備については、南北方向では東斜面、東西方向では南斜面に設置することを原則とする。

#### 5) 実施主体

- 青梅の森の管理者である青梅市が主体的に取組を行う。  
 なお、各施設設置後、手すり、転落防止柵、野外卓、ベンチ等の補修や新規に設置する場合は、可能な限り伐採等による発生材を有効利用する。







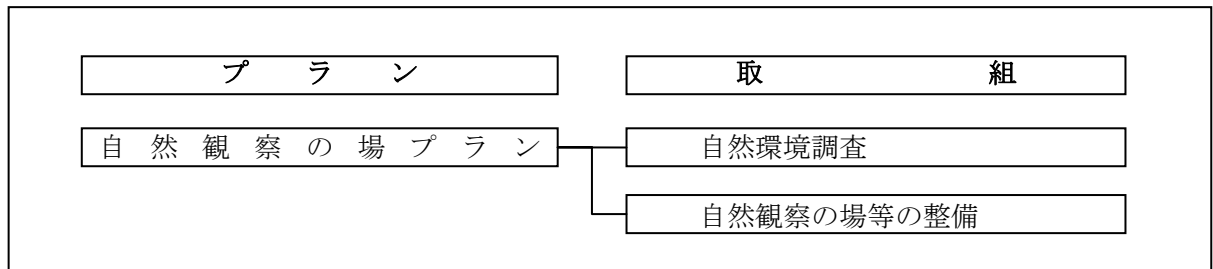
### (3) 自然観察の場プラン

#### 1) プランの目的

- 動植物の生息地等について一部を、自然観察、環境学習等の場として整備を行う。

#### 2) 事業計画の体系

- 自然観察の場プランは、次の体系により構成する。



### 3) 取組

#### 自然環境調査（当初）

- 整備の前に動植物の現況を把握するため、自然環境調査を行う。
- 自然環境調査の結果を踏まえて、観察の対象となる動植物の選定を行う。

#### 自然環境調査（継続）

- 樹林地の管理の結果、生物の生息状況、樹林地環境の変化を利用者に提示できるよう自然環境調査を定期的に行う。
- 自然環境調査（継続）の結果を踏まえて、コースの変更や利用者に効果的に情報提供ができる周回コース等の見直しを定期的に行う。

#### 自然観察の場の整備

- 自然環境調査を行い、注目種の生息地および生育地を確認し、観察と保全の対象を区別する。
- 整備については専門家の助言により行う。
- 特定樹木等について、案内板や説明板等を整備する。（例：青梅の森名木100選）
- 自然観察の場の主な整備候補地は北谷津とする。

### 4) 実施主体

- 専門的な調査、情報処理、提供については、青梅の森の管理者である青梅市が主体となって行う。
- 指標となる動植物調査の実施等は、青梅市がボランティア等との協働やイベントによって実施する。

### 3.1.5 安全安心整備～だれもが安全で安心して利用できる場の整備を行います～

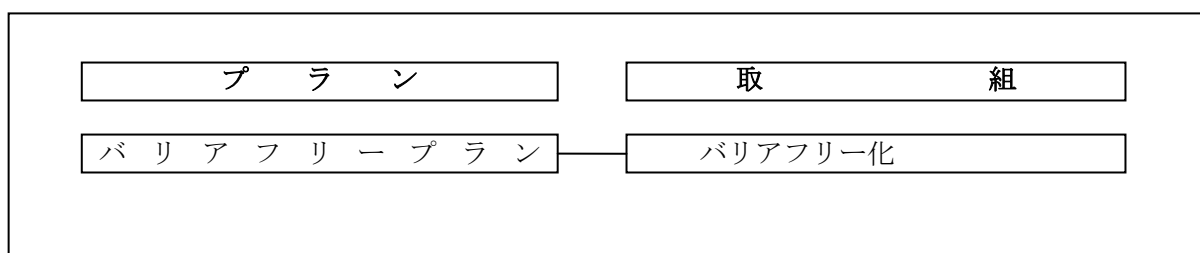
#### (1) バリアフリープラン

##### 1) プランの目的

- だれもが青梅の森を身近に感じることができ、その自然を学ぶことができる機会等を設けるため、一部の区域には東京都福祉のまちづくり条例、青梅市福祉のまちづくり整備要綱等を遵守し、バリアフリー<sup>\*21</sup>の施設としての整備を行う。

##### 2) 事業計画の体系

- バリアフリープランは、次の体系により構成する。



##### 3) 取組

#### バリアフリー化

##### ○管理運営施設

- 管理運営施設の一部については、高齢者、障害者等を含むすべての人が快適に使える施設を整備する。
- 管理棟の出入口の幅は、80センチメートル以上とし、段差を設けないものとする。
- 管理棟内の通路の幅は、120センチメートル以上とする。
- 道標や案内板等は、すべての人が分かりやすい表示内容および方法で、適切な位置および形状のものを設置する。
- 道標や案内板等は、絵文字での表示については、JIS Z 8210に適合するものとし、JIS規格にない場合は、高齢者、障害者等が分かりやすい絵文字を用いる。
- 道標や案内板等は、必要に応じて外国語等の表記をする。
- 道標や案内板等は、高さは、地面から板面中央まで135センチメートルを標準とする。

##### ○休憩施設

- 休憩施設の一部については、高齢者、障害者等を含むすべての人が快適に使える施設を整備する。
- 屋根のある休憩施設の場合、出入口の幅は120センチメートル以上を確保し、段差を設けない。
- 休憩所は、車いす使用者の回転等に配慮し、150センチメートル四方の広さを確保する。

#### ○教養施設

- 教養施設の一部については、高齢者、障害者等を含むすべての人が快適に使える施設を整備する。
- 木工等を行う施設の場合、車いす使用者に対応した作業台等を設ける。高さは、70～80センチメートルの高さで、下部にへこみのある形態とする。
- 説明板等は、表示内容が分かりやすいよう、文字の大きさや色調等を工夫したり、ひらがなや多言語で表記する。

#### ○便益施設

- 便益施設の一部については、高齢者、障害者等を含むすべての人が快適に使える施設を整備する。
- 管理棟に併設するトイレは、車いす使用者に配慮して、出入口を85センチメートル以上とする。また、広いスペースの便房、手すり、ベビーチェア、ベビーベッド等、トイレ全体で、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者が使いやすい環境を総合的に整備する。

#### ○散策路

- 車いす利用可能となる範囲においては、バリアフリー<sup>※21</sup> 散策路を整備する。
- 青梅の森内のバリアフリーの経路等を案内板に掲示する。
- 車いす同士のすれ違いに配慮する箇所の幅員は180センチメートル、人と車いすのすれ違いに配慮する箇所の幅員は120センチメートルとする。
- 縦断こう配は4パーセント（1／25）以下を基準とする。ただし、地形の状況等、特別な理由によりやむを得ない場合は、8パーセント（1／12）以下とし、段差を設けない。

#### ○観察用通路

- 可能な限り縦断こう配が車いす利用可能となる範囲において観察用通路を整備する。（幅員およびこう配については、散策路に準ずる。）
- 湿地付近のぬかるみが生じやすい箇所については、木道の整備を検討する。

### 4) 実施主体

- 青梅の森の管理者である青梅市が主体的に取り組を行う。

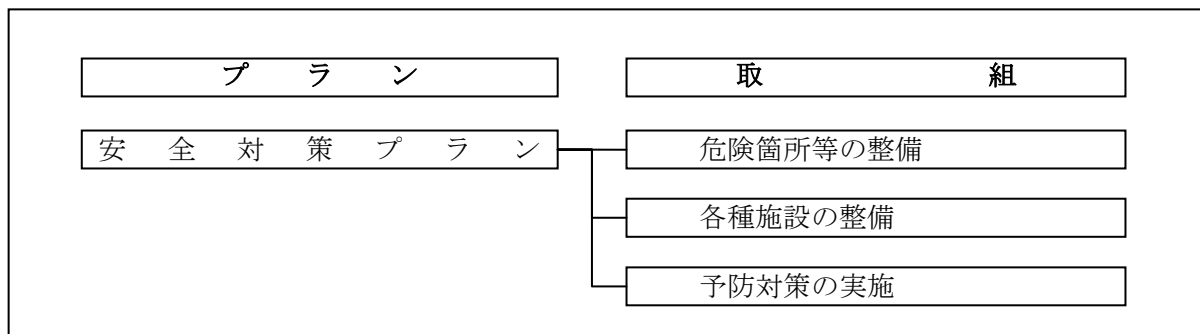
## (2) 安全対策プラン

### 1) プランの目的

- 青梅の森利用者の安全確保のため、危険箇所の整備を行い事故等の予防策を講ずる。周辺の住宅地との境界部については、優先的に危険箇所の調査を行い整備する。

### 2) 事業計画の体系

- 安全対策プランは、次の体系により構成する。



### 3) 取組

#### 危険箇所等の整備

- 現況を確認し、危険度の優先順位を付ける。利用者の多いところには、特に重点的に危険度調査を行う。
- 崩落の可能性がある危険な斜面について土留め、柵等の整備により、安全性の向上を図る。
- 土留めの整備に当たっては防護ネットや多孔質の土留めを利用する等、生物の生息に配慮したものとする。
- 整備後は、安全性の確認と動植物等への影響を定期調査する。

#### 各種施設の整備

- 通路等については、転落の危険がある場所には手すり、こう配が急で滑りやすい箇所には階段整備等を必要に応じて設置する。
- 原則として、階段、手すり等は、各種通路の縦断こう配が31度以上の箇所に設置する。
- 展望広場と休憩施設の周囲は転落防止柵を設置する等、安全性の向上に特に配慮する。
- 利用者が安全に使用できるよう定期調査を行い、手すり、落下防止柵、路面等の損傷箇所が確認された場合には、速やかに対策を行う。
- 各種通路の入口には、一般車両が侵入しないよう、かぎ付き車止めの設置や車両進入禁止の表示をする等の対策を行う。

予防対策の実施
---------

- 青梅の森内で、想定される事故や災害等に備えるため緊急時の連絡体系の構築を行う。
- 各種施設の使用時に事故等が発生しないよう、ボランティア等を含めた関係者を対象に、定期的に安全講習等を行う。
- 青梅市またはボランティア等による安全パトロールを行う。

#### 4) 実施主体

- 利用者の安全を確実に確保するプランであることから、青梅の森の管理者である青梅市が主体的に取り組む。

なお、危険箇所の発見についてはボランティア等からの情報も募ることとし、より安全性の向上に努める。

パトロール等については、地元自治会または、ボランティア等の協力を得ながら行っていく。



### 3.1.6 協働システム～市民・企業・行政等が協力し合う体制づくりをします～

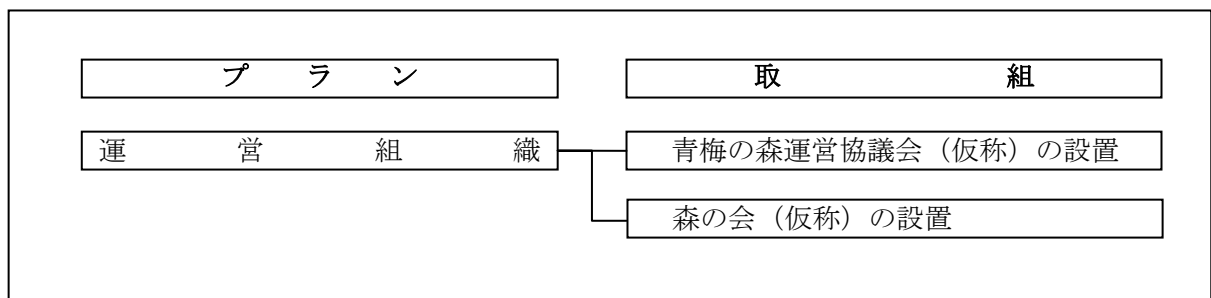
#### (1) 運営組織プラン

##### 1) プランの目的

- 青梅の森は、青梅市が主体となり貴重な野生生物の生息および生育地を保全し、市民の身近な自然として保全と利活用・学習・体験・レクリエーション等の管理運営を行っていく。この管理運営について、市民や企業、他の自治体等との協働により運営するための組織づくりを行う。
- 青梅の森を運営するための体制やルールの方針等を協議する組織として、青梅の森運営協議会（仮称）を設置する。
- 管理運営の実施について、市民参加組織である青梅の森を守り育てる会（仮称）（以下「森の会（仮称）」という。）等を組織化し、青梅市が市民、他の自治体および企業等との協働により青梅の森を守り育てる。

##### 2) 事業計画の体系

- 管理運営の組織プランは、次の体系により構成する。



##### 3) 取組

###### 青梅の森運営協議会（仮称）の設置

- 青梅の森の事業計画にもとづく管理運営の活動等について協議する。
- 管理運営するための体制やルール等について協議する。
- 青梅の森の管理運営に関して、事務局を設置し、事務の全般を行う。

###### 森の会（仮称）の設置

- 青梅の森の管理者である青梅市が市民、他の自治体、企業等との協働により青梅の森を管理運営していくための市民参加組織として、森の会（仮称）を設置する。
- 森の会（仮称）は、青梅の森事業計画にもとづく管理運営、青梅の森の周知および人材育成を図るための体験講座等の企画・運営、その他青梅の森の運営に必要なことで青梅市が認めたこと等を推進するための組織として設置する。
- 森の会（仮称）事務局は、会の設置に向けて、当初は体験講座等を開催し、人材育成および活動の普及を図る。

#### 4) 実施主体

- 青梅市が主体となり、運営組織づくりを行う。



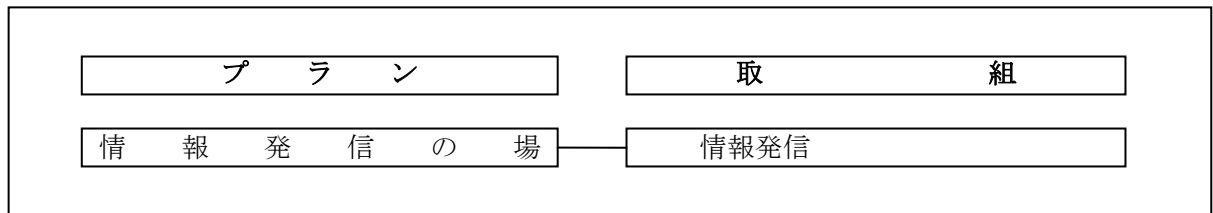
(2) 情報発信の場

1) プランの目的

- 青梅市と市民等の協働により行う、青梅の森の管理運営等の活動内容について、活動している会員同士の理解を深める。また、ボランティア活動等を広く市民に発信し、活動への理解と環境等に対する意識の向上を促す。

2) 事業計画の体系

- 情報発信の場プランは、以下の体系により構成する。



3) 取組

情報発信

- 青梅の森について、理解を深めてもらうため、市民および活動するボランティア等に向けて情報発信を行う。
- 情報発信は、インターネットを利用したホームページ、会報および青梅市広報（記事掲載）等を中心に行う。また、マスコミへの情報提供等も合わせて行うものとする。

4) 実施主体

- 情報発信については、青梅市のホームページを利用する場合には青梅市が主体となって取組を実施する。その他の取組を実施する場合には、青梅市と森の会（仮称）が協働で情報発信を行う。

### 3.1.7 運営システム～市民・企業・行政等が協力して円滑な運営を行います～

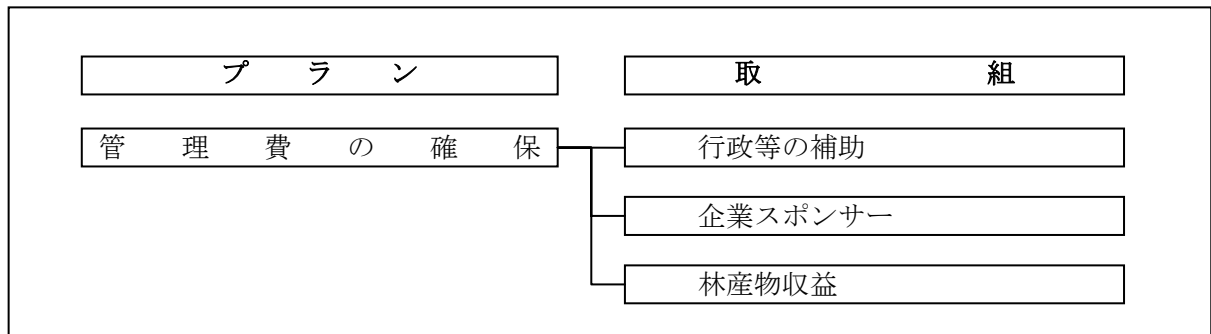
#### (1) 管理費の確保プラン

##### 1) プランの目的

- 永続的に青梅の森を管理運営をするため、行政からの補助や企業スポンサーおよび生産品から得る収益の還元等により資金を確保し活用するシステムをつくる。

##### 2) 事業計画の体系

- 管理費の確保プランは、次の体系により構成する。



#### 3) 取組

##### 行政の補助

- 青梅の森の管理運営に関する行政等の補助を受けるため、補助採択要件等の把握と事業計画との整合性を確認し、導入できる補助制度を検討する。

##### 企業スポンサー

- 社会貢献活動や環境対策等の取組を行う企業とのスポンサー契約等の検討を行う。
- スポンサー契約等を行う場合は、ネーミングライツ<sup>※34</sup>、管理所での企業パンフレット(環境事業に関するもののみ)の設置、企業の活動の場を提供する等の企業の支援を検討する。ただし、企業の活動の種類については、制限を設けることとする。

##### 林産物収益

- 林産物の販売等により管理運営費の確保に努めるものとする。
- 必要に応じ販売する林産物の加工や保管に必要な施設を整備する。

#### 4) 実施主体

- 管理費の確保は管理運営の根源であることから、青梅の森の管理者である青梅市が主体的に取組を行う。

※34 ネーミングライツ：人や事物、科学的な発見(事物・事象)などに命名することのできる権利。



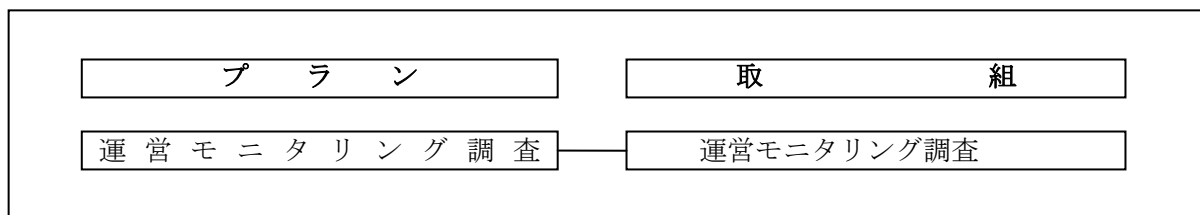
(2) 運営モニタリング調査プラン

1) プランの目的

- 青梅の森の管理について、運営モニタリング調査を行い、この調査結果を評価し管理運営に反映させる。

2) 事業計画の体系

- 運営モニタリング調査プランは、次の体系により構成する。



3) 取組

運営モニタリング調査

- 管理運営が適正に機能しているか、運営モニタリング調査を行う。
- 運営モニタリング調査は、施設を含め管理運営全般について行い、その結果を評価する。
- 調査結果の評価を基に運営協議会（仮称）が協議し、今後の管理運営に反映させる。

4) 実施主体

- 管理運営に関する調査であることから、第三者機関が行うものとする。

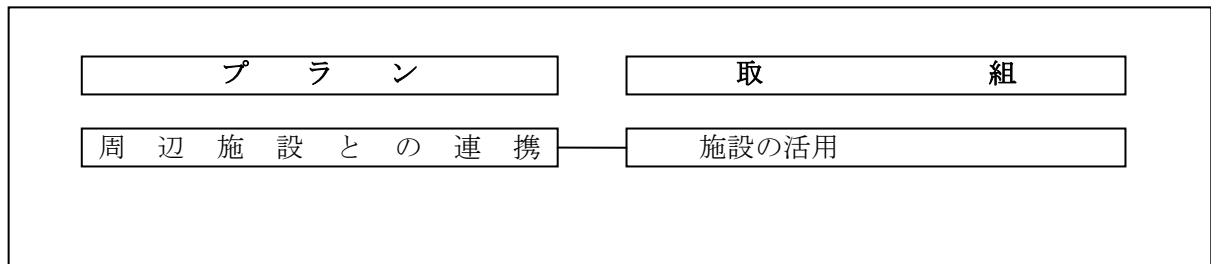
(3) 周辺施設との連携

1) プランの目的

- 青梅の森は永山公園と隣接し、風の子太陽の子広場や青梅市永山ふれあいセンター、青梅丘陵ハイキングコース等、一部が整備されている。それらの施設を利用し連携することで、可能な限り環境への負荷を少なくする。

2) 事業計画の体系

- 周辺施設との連携プランは、次の体系により構成する。



3) 取組

施設の活用

- 周辺に存在する駐車場等の施設を青梅の森の施設として活用する。
- ボランティア等が青梅の森を管理運営をするために駐車場の共有を図る。
- 連携を図る主な施設は、風の子太陽の子広場内の施設や青梅市永山ふれあいセンター等、永山公園内の施設とし、必要に応じてその他の施設との連携も図ることとする。

4) 実施主体

- 青梅の森の管理者である青梅市が主体的に取組を行う。